

各幼保連携型認定こども園長 殿

青森県こども家庭部こどもみらい課
児童施設支援グループマネージャー

教育支援体制整備事業費交付金に基づく「幼児教育の質の向上の
ための緊急環境整備」事業の募集について（照会）

このことについて、文部科学省から令和 6 年度事業の募集がありましたので、本事業による補助を希望する場合は、別紙計画書に必要事項を記載の上、令和 6 年 6 月 1 8 日（火）必着で計画書及び関係書類をメールにて、下記担当者あてに提出してくださるようお願いします。

記

1 事業について

(1) 事業内容

幼保連携型認定こども園における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の整備を行うもの。

(2) 交付基準額

遊具等環境整備 1 施設当たり 2 0 0 万円

(3) 負担割合

国 1 / 2、事業者（幼保連携型認定こども園） 1 / 2

(4) 補助対象経費

別添「対象経費等の詳細」を参照。

※対象物品等を再整理していますので、ご一読ください。

《下限額》

- ・ 1 台につき 5 0 万円以上の遊具
 - ・ 1 式の購入につき 1 0 万円以上の運動用具・教具・保健衛生用品
- この下限額を下回る遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等は補助対象となりませんので御注意願います。

2 提出書類

(1) 令和6年度幼児教育緊急環境整備事業計画書

※ 様式は県HPからダウンロードできます。

ホーム>組織でさがす>こども家庭部>こどもみらい課>青森県幼児教育緊急環境整備事業費補助金について

(URL) <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kodomo/kodomo/youjikankyouseibi.html>

(2) 見積書またはパンフレット

3 提出方法

下記の提出先に電子媒体をメールで提出してください。

提出先メールアドレス KODOMO@pref.aomori.lg.jp

4 留意事項

- 予算の都合により、今回提出していただく所要額にかかわらず、予算額の範囲内での補助となります。
- 今回の期限（令和6年6月18日（火））までに提出がない場合は事業実施の意向がないものとします。
- 対象経費が200万円を超えた場合でも補助上限額は100万円となります。
- 提出された事業内容が、今後国から採択された場合、県に対して補助金の交付申請をしていただくこととなりますが、その際は原則として、今回提出していただいた物品及び金額により交付申請していただきます。

- 最終的に交付決定を受け、事業を実施した場合は、納品書、請求書及び領収書の提出が必要となります。
- 150万円を超える契約については、契約書も必要となります。
- 150万円以下の契約については、請書で代えることを認め、50万円以下の契約については省略を認めます。

【問い合わせ・提出先】

児童施設支援グループ 古山（こやま）

電 話：017-734-9303

F A X：017-734-8091

メール：KODOMO@pref.aomori.lg.jp